宮崎県特別支援教育研究連合規約

第一章　名称

第 １ 条　　本会は、宮崎県特別支援教育研究連合と称し、事務局を会長指定の学校におく。

第二章　目的及び事業

第 ２ 条　　本会は、特別支援学校と特別支援学級並びに通級指導教室（以下「特別支援学級等」という）を設置する小学校・中学校相互の連携を緊密にするとともに、特別支援教育に関する実践研究・調査及び特別支援教育の充実・振興を図ることを目的とする。

第 ３ 条　　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１　エリア部会及び障がい種別教育研究部会等の設置による実践研究・調査
２　県内各地域、学校における研究の推進
３　研究発表会、教育講演会等の開催
４　関係機関、団体との連絡提携
５　ホームページによる研究報告、情報提供
６　その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第三章　組織・構成

第 ４ 条　　本会は、宮崎県小・中学校特別支援教育研究会及び宮崎県特別支援学校教育研究会の連合体として組織し、会員は該当加入校の所属職員及び本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。なお、本会の加入は学校単位とする。

第 ５ 条　　第３条の目的を達成するために、エリア部会及び障がい種別教育研究部会（以下「部会」という）等の必要な部会を設けることができる。

第四章　役　　員

第 ６ 条　　本会に次の役員をおく。

１　会　長　　１名
２　副会長　　３名
３　理　事　　１６名
４　監　事　　２名
５　部会長　　部会数（エリア部会・障がい種別教育研究部会）
６　代議員　　各部会から代表を選出。

第 ７ 条　　会長及び副会長は理事会において互選し代議員会の承認を受ける。

第 ８ 条　　理事は、特別支援学校及び特別支援学級等設置校の推薦により選出する。

第 ９ 条　　監事は、特別支援学校及び特別支援学級等設置校の推薦により２名選出する。

第１０条　　部会長は、各部会から１名を選出する。

第１１条　　代議員は、各部会の推薦により選出する。

第１２条　　役員の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

第１３条　　任期中に欠員を生じたときは、理事会においてその補充を行う。なお、その任期は前任者の残任期間とする。

第１４条　　役員の任務は次のとおりとする。

１　会長は、本会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
３　理事は、会長・副会長を補佐し、会務を処理する。
４　監事は、本会の経理を監査する。
５　部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
６　代議員は、本会の重要事項を審議する。

第五章　会　　議

第１５条　　本会の総会は代議員会をもって当てる。
第１６条　　代議員会は、第６条に掲げる役員と事務局員をもって構成する。
第１７条　　本会は、代議員会、理事会、その他の会議を開催する。

第１８条　　代議員会は、本会の最高議決機関であり、事業報告・決算の承認、事業計画・予算の審議及び承認、役員の承認並びに規約の改正、その他重要事項を審議・決定する。
第１９条　　代議員会は、定期代議員会及び臨時代議員会とする。
　　１　定期代議員会は、年１回開催する。
　　２　会長が必要と認めたとき、または、代議員会の３分の２以上の要求があったときには臨時代議員会を開くことができる。
第２０条　　代議員会は、役員の過半数をもって成立し、決議は出席者の３分の２以上の同意を必要とする。
第２１条　　理事会は、必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
第２２条　　理事会は、次のような会務を処理する。
　　１　本会の重要事業を企画審議する。
　　２　代議員会に提出する報告書の議案を作成する。
　　３　その他事業の推進に関すること。

第六章　経　　理

第２３条　　本会の経費は負担金、補助金及びその他の収入によって支弁する。
第２４条　　負担金については、別に定める規定により納入する。
第２５条　　本会会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わる。

第七章　規約の改正・細則

第２６条　　この規約は、代議員会の議決を経なければ改正することはできない。
第２７条　　本会の運営に関しては、別に細則を定める。
第２８条　　本規約は、平成１７年４月１日より実施する。

付　　則

○　本規約は平成７年２月２８日より実施する。
○　平成１６年７月２７日改正。
○　本規約は平成１７年４月１日より実施する。
○　平成１７年７月２６日改正（名称変更／宮崎県特殊教育研究連盟より宮崎県特別支援教育研究連合に改称）、実施。
○　平成１８年７月３１日改正（文言の変更／①特殊教育より特別支援教育に、特殊学級より特別支援学級に②宮崎県小・中学校特殊教育研究会より宮崎県小・中学校特別支援教育研究会に改称を受けて）、実施。
○　平成１９年７月２５日改正（文言の変更／①宮崎県盲・聾・養護学校教育研究会より宮崎県特別支援学校教育研究会に②盲・ろう・養護学校より特別支援学校に学校教育法等の一部改正を受けて）、実施。
○　平成２３年３月１日改正（文言の変更／障害種別研究部会の表記を「障がい種別研究部会」に改称）、実施。
○　平成２４年７月２５日改正（条文の見直し及び条文の順序の変更）、実施。
○　平成２６年６月１９日改正（内容の変更／研究収録、機関誌の発行よりホームページによる研究報告、情報提供）実施
○　令和３年６月２２日改正（名称変更／ブロック部会よりエリア部会に改称）
○　本規約は令和３年６月２２日より実施する。

宮崎県特別支援教育研究連合　細則

第 1 条（総　則）　本細則は、宮崎県特別支援教育研究連合規約第 27 条に基づいて定めるものである。
本細則は、理事会の承認を得て発効する。

第 2 条（事務局）　規約第１条に定めた事務局については、本連合事務局とエリア部会事務局、障がい種別研究部会事務局を置く。
○ 本連合事務局については必要に応じて事務局校以外の小学校、中学校、特別支援学校に協力を要請する。

第 3 条（部会）　規約第５条に設けた必要なエリア部会並びに障がい種別教育研究部会は次のとおりとする。ただし、代議員会の議決により改変することができる。
1　エリア部会
宮崎・東諸県エリア部会、日南・串間エリア部会、都城・北諸県エリア部会、小林・西諸県エリア部会、西都・児湯エリア部会、延岡・西臼杵エリア部会、日向・東臼杵エリア部会
2　障がい種別教育研究部会
視覚障がい教育研究部会、聴覚障がい教育研究部会、知的障がい教育研究部会、肢体不自由教育研究部会、病弱教育研究部会、情緒障がい教育研究部会、難聴・言語障がい教育研究部会

第 4 条（代議員）　規約第１０条に定める代議員については、各エリア部会・障がい種別教育研究部会から各１名選出するものとするが、延岡・西臼杵エリア部会は延岡地区代表と西臼杵地区代表をそれぞれ設け２名選出するものとする。

第 5 条（会議）　規約第五章における会議は、原則として次のものとし、本会を円滑に運営するためのものとする。
1　代議員会（総会）
会長、副会長、理事、監事、エリア部会長、障がい種別教育研究部会長、代議員、宮崎県小・中学校特別支援教育研究会事務局長、宮崎県特別支援学校教育研究会事務局長、本連合事務局
2　理事会
会長、副会長、理事、エリア部会長、障がい種別教育研究部会長、宮崎県小・中学校特別支援教育研究会事務局長、宮崎県特別支援学校教育研究会事務局長、本連合事務局
3　事務局連絡会
会長、副会長、エリア部会事務局、障がい種別教育研究部会事務局、宮崎県小・中学校特別支援教育研究会事務局長、宮崎県特別支援学校教育研究会事務局長、本連合事務局
4　事務局会
会長、副会長、宮崎県小・中学校特別支援教育研究会事務局長、宮崎県特別支援学校教育研究会事務局長、本連合事務局
5　研究大会
会員対象、関連する機関の参加も可とする。

第 6 条（負担金）　規約第２４条に基づく負担金については、次のとおりとし、代議員会の承認をもって決定する。
1　本会に所属する学級数で徴収する。
2　負担金額（別表１）

第 7 条（監査）　　監査は、毎年１回決算期に行う。監事は、帳簿、証拠書類、現金等の監査を行い、理事会に報告しなければならない。

第　8　条（積立金）　　積立金は、宮崎県特別支援教育研究連合会計予算の一部または寄付金等をもってあてる。

付　　則

○　本細則は、平成１７年４月１日より実施する。
○　令和元年６月２０日改正、（追記／基金）、実施。
○　本細則の改廃は、理事会の審議により行う。
○　令和３年６月２２日改正
　部会名を「ブロック部会」から「エリア部会」に改称。宮崎県教育委員会が進める「エリアサポート体制」に準じ地域構成を変更した。「都北・西諸県ブロック部会」を分け、「都城・北諸県エリア部会」「小林・西諸県エリア部会」を追加。
　障がい種研究部会「難聴・言語障がい教育研究部会」から、「聴覚障がい教育研究部会」が分かれ編成される。
○　本細則は令和３年６月２２日より実施する。

別表１　負担金について

表：宮崎県特別支援教育研究連合負担金

	特別支援学校	小・中学校
負担金	１学級　８００円	１学級　５００円